

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第3号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(と畜検査手当の額)</p> <p>第5条の2 条例第4条の2第2項に規定する手当の額は、勤務1月につき給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、保健所に勤務すると畜検査員については、検査の作業に従事した日数が、その月において勤務すべき日数の3分の2に満たないときは、その作業に従事した日数に応じ日割により算出した額に相当する額とする。</p> <p>(1) 食肉衛生検査所の所長であると畜検査員 100分の2</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(と畜検査手当の額)</p> <p>第5条の2 条例第4条の2第2項に規定する手当の額は、勤務1月につき給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、保健所に勤務すると畜検査員については、検査の作業に従事した日数が、その月において勤務すべき日数の3分の2に満たないときは、その作業に従事した日数に応じ日割により算出した額に相当する額とする。</p> <p>(1) 食肉衛生検査所の所長<u>又は副所長</u>であると畜検査員 100分の2</p> <p>(2) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。